

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県議会事務局 徳武和夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県議会議員会館受付及び清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県議会議員会館の受付業務及び清掃作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字聖徳547

長野県議会議員会館

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局 総務課

電話 026 (235) 7412

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 現場説明の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月22日（金）午後2時

イ 場所 長野県議会議員会館

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年2月29日（金）午後2時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟403号会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年2月28日（木）午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（専用郵便番号 380-8570）

長野県議会事務局 総務課

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月22日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県議会事務局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

総務課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県議会事務局 徳武和夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県議会議員会館における自家用電気工作物の保安管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県議会議員会館における自家用電気工作物の保安管理業務

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字聖徳547

長野県議会議員会館

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会事務局 総務課
電話 026(235)7412

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年2月29日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 議会議事棟403号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成20年2月28日(木) 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県議会事務局 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月22日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。
- ## 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県議会事務局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

総務課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市城東2丁目7番6-2号佐藤嘉一ほか4名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成20年2月14日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東方久男
同 柿沼美幸

19監査第49号

平成20年(2008年)2月7日

(請求人) 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東方久男
同 柿沼美幸

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成19年12月17日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市城東2丁目7番6-2号	佐藤 嘉 一
千曲市大字森2505番地	竹 内 昌 子
下伊那郡喬木村3314番地3	太 田 忠
長野市上松4丁目10番1703号	待 井 信 子

〔上記請求人4名代理人〕

佐久市岩村田3266	弁護士 栗 原 岳 史
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73	弁護士 松 葉 謙 三
松本市大字神林158番地	吉 江 健 太 朗

2 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求は、次のとおりである（原文のまま）。

(1) 監査請求の要旨

ア 長野県の公共工事における入札談合

(7) 株式会社田島組（以下、「田島組」という。）は、平成13年9月21日に行われた平成13年度国補住宅地盤（広域基幹）工事（一）女鳥羽川松本市深志～岡田の工事の指名競争入札に先立ち、本件入札に参加する業者間で談合を行い、不当に高額で本件工事を落札し、長野県に対して損害を与えたものである。

a 田島組は、平成13年9月7日ころ、指名競争入札においては入札に参加するために指名を受ける必要があるため、当時長野県奈良井川改良事務所の主査をしていた野崎真（以下、「野崎」という。）に強く働きかけることで本件入札の指名を受けた上、他の指名業者との話し合いによって、自社が落札することの事実上の了解を得た。

b また、田島組は、長野県奈良井川改良事務所が設定する予定価格を把握するために、野崎から予定価格の設定根拠である積算価格の情報を詳細に聞き出し、予定価格に近い価格を割り出した。

c そして、田島組は、本件入札に先立ち、わざと2回目の入札で落札できるように、1回目2回目の田島組及び他の指名業者の入札額を設定し各指名業者に連絡し、当日そのとおりに入札してくれるように了解を取りつけた。

d そして、田島組は、平成13年9月21日、本件入札において、予定通りではないにせよ、3回目の入札で本件工事を42,000,000円で落札し、後日長野県との間で建設工事請負契約を締結した。

e 以上述べたとおり、田島組は、本件入札において、他の指名業者との間での談合により、自由競争を経ず不当に高額な請負代金で本件工事を落札し、長野県に重大な損害を与えたものである。

(4) ヤマヤ建設株式会社（以下、「ヤマヤ建設」という。）は、平成14年11月29日に行われた平成14年度県単河川維持工事（一）田川松本市庄内の工事の指名競争入札に先立ち、本件入札に参加する業者間で談合を行い、不当に高額で本件工事を落札し、長野県に対して損害を与えたものである。

a ヤマヤ建設は、平成14年11月14日ころ、本件入札について指名通知を受けた。

b そして、ヤマヤ建設は、本件入札の指名業者名簿を閲覧して、本件入札の参加業者を把握した上で、各指名業者に対して、

自社が本件工事を落札したい旨の意向を伝え、事実上落札の了解を取りつけた。

- c また、ヤマヤ建設は、野崎から積算価格の情報を聞き出すなどして、555万円で入札することに決定した上で、本件入札前の平成14年11月27日ころ、他の指名業者に対して電話で自社が555万円で入札するのでそれよりも高い額で入札してくれるように依頼した。さらに、上記依頼を受けた指名業者が他の指名業者にも連絡したことで、本件入札の全参加業者が、ヤマヤ建設の555万円での落札を了解した。
- d そして、ヤマヤ建設は、平成14年11月29日に行われた本件入札において、他の指名業者が555万円よりも高い額で入札したことから、当初の予定通り555万円で本件工事を落札し、後日長野県との間で建設工事請負契約を締結した。
- e 以上述べたとおり、ヤマヤ建設は、本件入札において、他の指名業者との間での談合により、自由競争を経ず不当に高額な請負代金で本件工事を落札し、長野県に重大な損害を与えたものである。
- (ウ) 株式会社竹村組（以下、「竹村組」という。）は、平成13年度国補広域基幹河川改修工事（一）女鳥羽川松本市深志～岡田（千歳橋～大橋）の工事の指名競争入札に先立ち、本件入札に参加する業者間で談合を行い、不当に高額で本件工事を落札し、長野県に対して損害を与えたものである。
- a 本件入札について指名通知を受けていた竹村組は、本件工事の積算価格を約3780万円と想定し、自社の入札金額を3750万円と決定した。
- b また、竹村組は、自社が本件工事を3750万円で落札したい旨を他の指名業者に伝え、その了解を取りつけた。
- c そして、竹村組は、本件入札において本件工事を予定通り1回目の入札で3750万円で落札し、平成14年3月18日、長野県との間で建設工事請負契約を締結した。
- d 以上述べたとおり、竹村組は、本件入札において、他の指名業者との間での談合により、自由競争を経ず不当に高額な請負代金で本件工事を落札し、長野県に重大な損害を与えたものである。

(イ) 入札談合による長野県の損害

入札談合による談合利益は予定価格の15%程度であり、談合した業者は、連帯して、上記(7)乃至(ウ)の談合により長野県が被った損害（談合が認定された入札の予定価格の15%）を賠償する義務がある。

- (オ) 以上のとおり、長野県は、上記落札業者らによる不法行為（民法709条）によって多大な損害を被っている。にもかかわらず、長野県知事は、今現在に至るまで全く上記損害の補填のための手だてを取っていないものであり、地方自治法242条1項における「怠る事実」があると認められる。

イ 結論

よって、監査委員は、長野県知事ほか関係機関に対し、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事ほか関係機関は、相手方株式会社田島組、ヤマヤ建設株式会社、株式会社竹村組ら談合した業者全社に対し、談合が認められた入札の予定価格の15%の損害賠償をするよう請求せよ」

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

(2) 添付資料（事実証明書）

- ア 平成19年4月27日付け新聞記事 1点
- イ 元県職員の収賄・詐欺被告事件に係る供述調書 4点
- (7) 元田島組社長の供述調書
- (イ) 元田島組役員の供述調書
- (ウ) ヤマヤ建設社長の供述調書
- (イ) 竹村組社員の供述調書

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成19年12月17日、これを受理した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、入札談合による長野県の損害に関する資料が提出されたが、陳述は希望しない旨の意思表示があったため実施しなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の3件の工事の入札において、民法上の不法行為はあったか、長野県に損害が発生しているか、損害が発生している場合、長野県知事が当該不法行為に関与した者に損害賠償請求を行わないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実と該当するか、について監査の対象とした。

(1) 平成13年度国補住宅宅地基盤(広域基幹)工事(以下「A工事」という。)

工事箇所名	一級河川女鳥羽川 松本市深志～岡田(本町)
契約方法	指名競争入札
入札日時	平成13年9月21日 午後2時
落札者	株式会社田島組
落札額	42,000,000円(消費税抜き)

(2) 平成14年度県単河川維持工事(以下「B工事」という。)

工事箇所名	一級河川田川 松本市庄内
契約方法	指名競争入札
入札日時	平成14年11月29日 午後2時
落札者	ヤマヤ建設株式会社
落札額	5,550,000円(消費税抜き)

(3) 平成13年度国補広域基幹河川改修工事(ゼロ国債)(以下「C工事」という。)

工事箇所名	一級河川女鳥羽川 松本市深志～岡田(千歳橋～大橋)
契約方法	指名競争入札
入札日時	平成14年3月15日 午後2時
落札者	株式会社竹村組
落札額	37,500,000円(消費税抜き)

2 監査対象機関

松本建設事務所、奈良井川改良事務所及び土木部土木政策課について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、当該工事の入札者等から事情を聴取するとともに、長野地方検察庁において関係書類の調査を行った。

4 監査委員の回避

望月雄内監査委員は、他の委員の同意を得て本件監査を回避した。

第3 監査の結果

1 主文

本件3件の工事について、談合が行われたという確証は得られず、その事実を認定することはできない。

したがって、その結果たる損害を認定することはできず、「落札業者らによる不法行為によって多大な損害を被っているにもかかわらず、長野県知事はその損害の補填のための手だてを取っていないものであり、違法又は不当に財産管理を怠っている」との請求人の主張には理由がないので、棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び関係者からの事情聴取の結果、次に掲げる事項を確認した。

(1) 工事関係書類

ア 本件3件の工事の入札結果は、次の表のとおりである。

なお、工事实施に係る一連の手續に従い、指名通知、入札、契約、変更契約、完了検査、支払い等の書類を確認したが、不適正なところは確認できなかった。

A 工事

入札者	金額(千円)			結果
	第1回入札	第2回入札	第1回見積	
松本土建(株)	45,500	43,400		
高崎建設工業(株)	45,300	42,850		
(株)藤澤組	45,200	43,000		
(株)村瀬組	46,400	43,700		
(株)田島組	44,400	42,500	42,000	採用
(株)竹村組	45,000	42,700		
棚谷工業(株)	44,800	43,000		
(株)アスピーア	46,000	43,550		
(株)名越工務店	45,500	43,500		
松南土木(株)	47,000	43,150		
清水口建設(株)	46,500	42,900		
予定価格			42,440	落札率98.96%

B 工事

入札者	金額(千円)	結果
	第1回入札	
(株)中田組	5,620	
(株)小池組	5,580	
新井建設(有)	5,600	
ヤマヤ建設(株)	5,550	決定
(株)小岩井建設	5,630	
太進建設(同)	5,580	
共立建設(株)	5,600	
(株)美鈴建興	5,560	
丸敬建設(株)	5,650	
予定価格	5,690	落札率97.53%

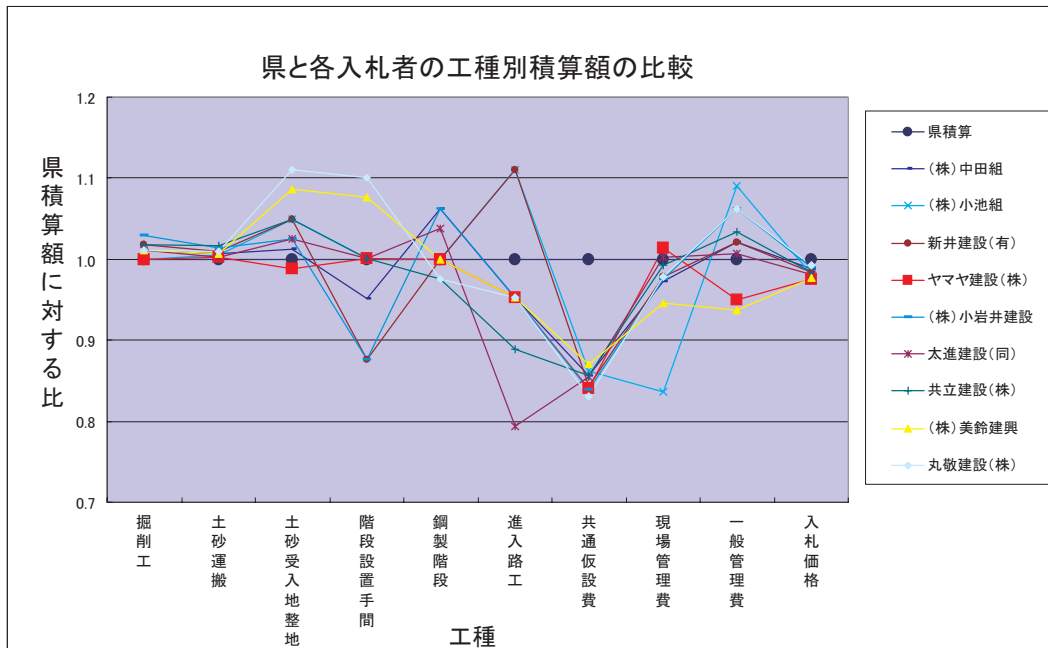
注：平成14年9月1日から平成15年8月31日までの間は、事前に予定価格を公表した上で入札を行っており、本件工事はこれによっている。

C工事

入札者	金額(千円)	結果
	第1回入札	
松本土建(株)	38,800	
高崎建設工業(株)	37,900	
(株)藤澤組	38,000	
(株)村瀬組	37,700	
(株)竹村組	37,500	決定
清沢土建(株)	39,200	
藤牧建設工業(株)	39,500	
(株)アスピア	38,700	
(株)名越工務店	39,600	
松南土木(株)	40,000	
清水口建設(株)	38,300	
(株)富士屋工務店	38,000	
予定価格	37,710	落札率99.44%

イ 本件3件の工事のうちB工事については、入札制度上、入札時に各入札者から工事費内訳書が提出されていた。これらの数値を比較分析した結果、次の図のとおり積算内訳が異なっており、特段不自然な状況は認められなかった。

なお、A工事については、いずれの入札者も工事費内訳書を保存していなかったため、また、C工事については、落札者である株式会社竹村組を除き他の入札者は工事費内訳書を保存していなかったため、比較分析できなかった。



(2) 刑事確定訴訟記録

今回の請求の基礎となった元県職員の収賄・詐欺被告事件(平成19年4月26日宣告、同年5月11日確定)の裁判における刑事確定訴訟記録(以下「刑事確定訴訟記録」という。)について調査したところ、次のことが明らかとなった。

ア 事件の概要

この収賄・詐欺被告事件は、元県職員が、①自分の担当するA工事の受注者である株式会社田島組から、指名競争入札に当たり個別の積算価額を教示するなどした便宜供与の見返りとして現金250万円の提供を受けた収賄、②自分の担当するB工事の設計に際し、架空工事を盛り込み、受注者であるヤマヤ建設株式会社を介して架空工事代金相当額として180万円を自分に還流させてだ

まし取った公金詐欺、③自分の担当するC工事の代金支払をめぐり、受注者である株式会社竹村組から約450万円をだまし取った詐欺の各事案から成るものであり、執行猶予付きの懲役刑が確定している。

イ 供述調書の内容

長野地方検察庁において行った調査の結果、各受注者の役員又は社員の供述調書に次の内容の記載があった。

(7) A工事について、元株式会社田島組社長が、工事の受注について指名業者間で話をしていたこと、その話の中でほぼ合意ができていたこと、最終的な談合の日時などを供述している。

また、元同社役員も同様に、最終的な談合の日時、参集場所、参集者、価格の設定、各指名業者への価格連絡などを供述している。

(4) B工事について、ヤマヤ建設株式会社の入札当時の役員が、当時の社長が他の指名業者と連絡を取り合い、ヤマヤ建設株式会社が落札することで話がまとまったことを供述している。

また、当時の同社社長が、田川の河川工事は以前から同社が手がけていたこともあり落札したいと一部の指名業者に伝えたこと、その他の指名業者にもこの意向が伝わりヤマヤ建設株式会社が落札できることになったことなどを供述している。

(ウ) C工事について、株式会社竹村組社員が、各指名業者に対し同社役員から話しを付けてもらって株式会社竹村組が落札することになったことを供述している。

(3) 関係者からの事情聴取等

ア 平成20年1月9日・10日に県松本合同庁舎において、供述者及び入札者から事情を聴取し、両日に面接できなかった者からは別途意見を徴した。

前記(2)イの供述調書の供述者5名のうち4名からは、供述調書の談合に係る部分には記憶がない、あるいは、警察・検察から収賄・詐欺被告事件立件のための協力を要請され、本意ながら供述調書に署名・押印したものであり、当該供述調書の談合に係る部分は事実ではないなどの申立てがあり、談合を認める証言はなかった。

また、本件3件の工事の入札者全23社のうち21社からは、談合はしていない、談合について聞いたことがないなどの回答があり、談合を認める証言はなかった。

なお、供述者1名、入札者2社からは聴取等ができなかったが、これは会社の倒産により連絡がつかないなどの理由によるものである。

イ 平成20年1月18日、県庁において、松本建設事務所、奈良井川改良事務所及び土木部土木政策課から事情を聴取した。

当該事務所が今回の請求を受けて当時の関係職員に対して独自に行った調査では、談合をうかがわせる事実及び情報は一切なく、また、収賄・詐欺被告事件の捜査段階においても警察側から談合についての質問や情報はなかったとのことである。

(4) 監査対象機関の見解

松本建設事務所、奈良井川改良事務所及び土木部土木政策課の談合に関する見解は、次のとおりである。

ア 今回の請求に対する意見

本件3件の工事について、保存文書の調査及び当時の関係職員からの事情聴取の結果から判断して、談合の事実は確認できなかった。

一般的に、入札談合が行われた場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法上の違法行為として通報等を行う必要があるが、公正取引委員会が入札談合を行った者に対し排除措置命令を出せる期間は、当該行為がなくなった日から3年を経過したときまでであるため、公正取引委員会が本件について談合の事実認定をすることはない。また、刑法第96条の3第2項で規定する談合罪は3年を経過することによって時効が完成する。このため、通報等を行っても法的措置がとられることはない。

また、本件3件の工事を含め当時の建設工事請負契約書においては、談合等不正行為による損害賠償の予約条項を設けていない。なお、県は、平成15年4月1日に長野県建設工事請負契約約款を改定し、新たに談合等不正行為に係る損害賠償予約条項を設けたが、これにおいても、損害賠償を請求できるのは、公正取引委員会による排除措置命令、審決の確定、課徴金納付命令の確定又は刑法による刑の確定のいずれかに該当したときに限定している。

イ 県の談合防止対策

県は、公共工事等の入札及び契約手続等の適正化を促進するため、平成14年に「長野県公共工事入札等適正化委員会」(現在「長野県公共工事入札等検討委員会」に改称。)を設置した。透明性、競争性、客観性及び公正・公平性を確保するため、平成15年2月から原則全ての建設工事を受注希望型競争入札へ移行し、また、談合等の不正行為の排除を徹底するため、平成15年4月に「建設工事等談合情報対策マニュアル」を大幅に見直すなど、全国に先駆けた入札制度改革に取り組んでいる。

3 判断

第3の2で述べた事実を踏まえ、本件請求について、次のように判断する。

刑事確定訴訟記録の供述調書の内容からは、本件3件の工事について、いずれも談合の可能性を排除することはできない。しかし、当監査委員の調査において、当該供述調書の供述者らは談合に係る供述部分を否認し、入札者らはいずれも談合の事実を否定した。また、松本建設事務所、奈良井川改良事務所及び土木部土木政策課の事情聴取においても、談合をうかがわせる情報はなかったとのことであり、工事関係書類にも談合を認定できるものは見当たらなかった。

監査委員としては、本件3件の工事について、刑事確定訴訟記録の他に談合の存在を推認するに足る証拠が見出せない現状では、この記録だけをもって、談合を認定できるとの判断には至らなかった。

4 意見

公共工事における入札及び契約については、自由な競争のもと、公正さと透明性が確保されなければならない。このことについて、県は様々な改善策をとってきているが、今回の請求のように疑惑を持たれることのないよう、入札制度及びその運用の改善になお一層取り組まれない。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月14日

長野県中野実業高等学校長 古 厩 文 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
学校運営支援システムネットワーク用LAN一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成20年4月1日から平成24年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野県中野実業高等学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成20年2月14日から2月20日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並

びに問い合わせ先

中野市三好町2丁目1番53号
長野県中野実業高等学校 事務室
電話 0269 (22) 2141

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月4日 午前10時30分
イ 場所 長野県中野実業高等学校 会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年2月29日午後3時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県中野実業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課